

# 近代の鷹匠と宮内省

篠崎 佑太

はじめに

本稿は、明治期以降に宮内省が保存した鷹猟に注目し、それを担う鷹と鷹匠をめぐる組織と制度について明らかにするものである。近代の宮内省による鷹猟については、戦前に宮内省式部職が刊行した『放鷹』<sup>①</sup>に詳しい。本邦放鷹史、朝鮮放鷹史、宮内省に於ける放鷹などの項目が立てられ、それぞれに解説が付されている。しかし、同書で記述されているのは、近代の宮内省が実際におこなっていた鷹の調教方法や狩猟方法、狩猟道具についてであり、鷹匠やその組織についてはほとんど記述がない。

ここで近世の皇室と鷹猟（鷹狩）について、まとめておきたい。従来、近世の鷹狩権は幕藩領主の特権と見なされ、天皇や公家の鷹狩権が意識されることは少なく、天皇、朝廷と鷹狩との関係についてはほとんど研究がない。そうしたなか、根崎光男の研究は重要である。根崎は、近世前期において天皇や公家が鷹狩を実施していたこと、朝廷にも御鷹師奉行（御鷹奉行）といった職が置かれていたこと、公家の鷹狩に制限を加えたのは幕府ではなく天

皇の叡慮であったこと、朝暮間のみならず天皇―公家間、あるいは公家同士の間でも諸鳥をめぐる贈答儀礼があったことなどを明らかにした<sup>②</sup>。しかし、朝廷における鷹狩は、近世中後期にかけて衰退・縮小していったものと考えられ、根崎も「時間的な変化の究明」が必要であると指摘している。これらは、明治維新を経て近代の鷹匠について検討する本稿においても、意識したい点である。

鷹猟については前近代から大部な研究蓄積がある。その研究史の概要については、近年編まれた福田千鶴・武井弘一編『鷹狩の日本史』に詳しい<sup>③</sup>。同書は、「鷹狩の歴史を通史として描いた」<sup>④</sup>はじめての本で、古代から近世までの鷹狩の歴史を全一八章と一〇のコラムで描いている。今後の鷹狩研究においては基本文献となるだろう一冊である。しかしながら、近代の鷹猟や鷹匠についてはほとんど言及がない。近代以降を欠く理由について、編者の福田は「江戸時代の末に将軍や大名たちが鷹狩を中止し、鷹場制度が廃止されたことで、鷹狩の歴史は終焉を迎えたから」であるとする。さらに、前述の『放鷹』を取り上げながら「明治になると、鷹狩は……宮内省に引き継がれてはいるが、前近代のような王権との結びつきや鷹を所有することへの特権

的意識などは失われており、前近代の鷹狩と近代以降の鷹狩は大きくその役割を変容させた」と指摘し、それゆえに近代以降は取り上げず「伝統的・特権的に営まれてきた前近代の日本の鷹狩文化についての通史を叙述する」と述べている。<sup>④</sup>

しかし、既に述べたように、『放鷹』は宮内省における狩猟方法を取り上げたに過ぎない。それだけでなく、近代以降の宮内省における鷹匠や鷹猟を取り上げた研究は管見の限りほとんどない。幕末期の鷹場制度を取り上げた安田寛子が、近代を展望するなかで、後述する戦後に鷹師を務めた花見薫の回顧を引用しながら「明治一二年、諏訪流第一四代小林宇太郎氏が宮内省に入り、浜離宮内にあつた幕府の鴨場などの復興準備をすることになる。復興計画がすでに明治六年頃持ち上がっていたらしいが、この時は頓挫したという。ただし、宮内省に正式に放鷹のための組織である鷹匠が設置されるのは、明治一四年政変後のことであつた」と述べている。<sup>⑤</sup>典拠が花見薫の回顧談であるので差し引いて検討しなければならず、果たして文久元年（一八六一）生まれで幕府の鷹匠としてほとんど経験のない小林が鴨場の復興を担えたのか、あるいは宮内省に鷹匠という「組織」が出来上がったのかなど検討の余地が残る。つまり、福田が「近代以降の鷹狩は大きくその役割を変容させた」と指摘するほど、近代の宮内省における鷹猟の実態については明らかになっていない、という研究状況があるのではないかと考えている。

こうした課題に対して、筆者は前稿で宮内省が設置した江戸川筋御猟場を実施された「御猟」の実態を検討し、①宮内省主猟局長の山口正定を中心に明治天皇の命を受けた「御猟」が実施されていたこと、②「御猟」は網猟と鷹猟に限定され、禁猟区である江戸川筋御猟場において特権的に実施されて

いたこと、またこれらの猟法を保護する狙いもあったこと、③「御猟」で捕えた獲物は献上され、皇族や臣下へ慰労の意味合いも込め下賜されていたことなどを明らかにした。そして、こうした宮内省における鷹猟の導入や贈答儀礼の淵源は近世武家儀礼のなかに見い出せるのではないかと展望した。<sup>⑥</sup>

本稿では、前稿を受けて宮内省の鷹猟を担った鷹匠と、その組織、あるいは実際に猟をする鷹について明らかにし、その変遷を跡付けていきたい。

なお、本稿の末に明治十六年（一八八三）から昭和二十年（一九四五）のあいだに宮内省が採用した鷹匠の一覧を付けた〔表1〕。あわせて参照されたい。

#### 一 黎明期の宮内省鷹匠―主猟局設置以前―

##### （1）明治初年の宮内省鷹匠

本章では、鷹匠を管轄することになる宮内省主猟局が明治二十一年（一八八八）に設置される以前の状況について明らかにしていきたい。

はじめに確認しておきたいことは、慶応三年（一八六七）に江戸幕府の鷹場制度が廃止されたからといって鷹猟の文化がその時点で断絶したわけではない、という点である。例えば、明治二年に英国ヴィクトリア女王の第二皇子エジンバラ公アルフレッドが来日した際には、外国官判事から東京府へ駒場原での鷹狩実施が差し支えるかどうか、問い合わせをしている。<sup>⑦</sup>この時、実際に興行として鷹狩が実施されることは無かったが、新政府が鷹狩を外賓接待のための催しとして認識していた点は留意すべきであろう。

そうしたなか、宮内省における鷹獵や鷹匠をめぐる動きは、明治四年にみることが出来る。この年の七月に田中修三（恒三郎）と加納重次（十次郎）が相次いで宮内省から「御鷹御用掛」に任じられているのである。特に田中は、幕末期の「御鷹御用日記」のなかに名前がみえ、幕府お抱えの鷹匠であったことがわかる。<sup>⑧</sup>

実際に田中や加納が採用された後、明治四年八月十八日および九月二十四日には、明治天皇が浜離宮へ行幸し放鷹を天覧している。<sup>⑩</sup>この時には、田中や加納が「御鷹御用掛」として放鷹を披露したものと考えられる。さらに、同四年十月には小林段藏（鳩三）、山本源之助の両名が「御鷹掛手代」として宮内省に採用されている。小林は、諏訪流一三代鷹匠で、後に宮内省に仕える小林宇太郎の実父であり、彼もまた幕府の鷹匠であったことが知られている。<sup>⑪</sup>このように、宮内省は明治四年にかけて旧幕府の鷹匠を「御鷹御用掛」あるいはその手代として採用し、宮内省として鷹獵を再興させようとしていたことがうかがえる。

ところが、明治五年八月十四日、突然田中と加納は御鷹掛を免じられてしまう。<sup>⑫</sup>辞令は残されていないが、恐らく御鷹掛手代であった小林段藏と山本源之助も罷免されたものと考えられる。その理由は判然としないが、昭和期に宮内省の鷹匠を務めた花見薫の回顧では、明治初年に宮内省におこった鷹獵の再興を「時期尚早ということで、この時はお流れ」になったと述べている。<sup>⑬</sup>いずれにせよ、明治四年前後に宮内省において鷹獵を再興させようという動きがあり、田中修三ら幕府以来の鷹匠が宮内省に雇用された。しかし、何らかの理由でこれらは軌道にのらず、田中らは罷免となり、明治初年における宮内省の鷹獵復興は挫折してしまっただのである。

## (2) 浜離宮の再興と鷹匠

明治五年（一八七二）に宮内省を罷免となった鷹匠らは、どのように取り扱われたのだろうか。前出の花見の回顧によると、小林宇太郎の実父小林段藏は仙台藩伊達家に召し抱えられたという。その他にも幕府鷹匠のうち諏訪流の「千駄木組」は伊達家へ、吉田流の「雑司ヶ谷組」は旧加賀藩主家の前田家に召し抱えられるなど、鷹狩の流派ごとに大名華族に召し抱えられていたことがわかる。<sup>⑭</sup>

実際、明治八年一月三十一日に明治天皇が旧福岡藩主家の黒田邸へ行幸した際も、同家の庭園にて鴨獵と放鷹を天覧している。この時、当主の黒田長知はアメリカへ留学中であったため、養父の黒田長溥が応接にあたっている。黒田家の邸内には一大鴨池があり、世に知られるもので、そこで放鷹が実施された。さらに実際に鷹獵を実施した黒田邸獵場担当の鷹匠二名は、後年植物御苑（現新宿御苑）内に鴨場が創設されると宮内省に勤務するようになったという。<sup>⑮</sup>このように、幕府が瓦解し、宮内省の鷹獵復興も未遂に終わったのち、鷹匠たちは大名華族の庇護を受けていたことがうかがえる。

興味深い点は、御鷹御用掛を罷免になった田中修三と加納重次の動向である。明治十三年九月、加納は東京府士族の小林新、神奈川県平民の塩谷孝三郎と開航社という会社を興している。開航社は、その営業目的を「濱町魚市場并濱方荷主ト結約シ、汽船ヲ以テ往復シ専ラ魚鳥を運漕、傍ラ依頼ニ応シテ、旅客ヲ搭載シ荷物ヲ輸送スルニアリ」とし、汽船を用いた運送業を営んでいた。この時、東京府へ提出された資料には、加納の家業について「麻布区麻布永坂町華族島津忠亮遊獵場飼付営業」とあり、他の鷹匠らと同様に加

納も旧佐土原藩主の大名華族家に雇われ鳥を飼い付ける業務に従事していたことがわかる<sup>16</sup>。さらに、明治十三年中には田中修三も開航社に合流していたようで、会社の肝煎として名前がみえる<sup>17</sup>。こうした状況からは、もと幕府鷹匠であり、明治を迎えたのち大名華族の庇護を受けていながらも、鷹匠を生業とすることが難しい社会状況であることがうかがえよう<sup>18</sup>。

ただし、こうした状況は開航社が設立された、明治十三年ころから変化し始める。明治十三年二月十六日、田中修三が内匠課雇として、再び宮内省に雇用される<sup>19</sup>。この背景を考える時、注目すべきは浜離宮にある鴨場（庚申塔鴨場・新銭座鴨場）の修繕である。

近世の浜離宮（当時は浜御殿）は、八代將軍徳川吉宗による享保改革の一環として鷹場制度が復活したことにともない、それまで甲府藩の屋敷が置かれていたが再度鷹場として整えられた。十八世紀を通じて鳥寄溜池（鴨池）の維持管理が実施されるなど、鷹場としての機能が保たれた。十九世紀以降は庭園として再整備されるも、基本的な鷹場としての機能は幕末まで維持されている<sup>20</sup>。明治二年、新政府は幕府海軍が設置した石室を延遼館として改造し、外賓接待の場として利用している。浜離宮は宮内省の、延遼館は外務省の管轄となり、明治三年には浜殿から浜離宮と改称された。その後、明治十七年に延遼館が外務省から宮内省へ移管され、浜離宮一体が同省の管轄となっている<sup>21</sup>。

宮内省がこのような浜離宮にあった鴨池の整備に乗り出したのは、明治十一年九月のことである。この時は鴨池の泥浚いと堀筋の付け替えがおこなわれている<sup>22</sup>。また、明治十三年一月には浜離宮「庚申塔大池」（鴨池）の堀浚いと鴨堀の修繕が<sup>23</sup>、同年八月には「庚申塔大池」に土手が築造され、新銭座

鴨池も模様替えがおこなわれている<sup>24</sup>。また、同年十二月には植物御苑にも鴨堀が新設されるなど<sup>25</sup>、明治十三年に前後して宮内省が浜離宮と植物御苑の鴨池を整備していることがわかる。

この理由の一つとして、外賓接待の増加があげられる。例えば、明治十二年七月に前アメリカ大統領のグラントが来日し、国賓として接遇されたことはよく知られている。同年には、グラントの来日に先立つ五月にドイツ皇孫のハインリッヒが来日し国賓としてもなされたほか、十一月にはイタリア皇帝の甥ゼーン公（ジェノバ公）が来日している<sup>26</sup>。外賓の来日に先立つて宮内省から接伴掛が任じられ、接伴掛を中心に接待が催される。ハインリッヒの来日にもない接伴掛に任じられた蜂須賀茂韶は、宮内大書記官の香川敬三に宛て、次のように問い合わせている。

【史料一】

近日之内於浜離宮、放鷹ヲ入供覽度存候処、是迄同所へ鷹御放之事無之趣二而、如何之御模様ニ可有之哉、可然御賢考之上何分之御回答被下度、尤 思召御伺之上ならば御取計相成間敷と存候間、明日ニ而も宜敷候間、御評決之処御報知被下度候、此段申進候也、

六月一日

香川宮内大書記官 殿<sup>27</sup>

接伴掛

蜂須賀は、接遇の一環として浜離宮での放鷹を企図している。しかし、浜離宮ではこれまで鷹を放したことはないと聞いているのでどのようにすれば良いか、あるいは明治天皇の思召しをうかがう必要があるか、香川に尋ねている。既述の通り、明治四年には浜離宮で放鷹の天覧があったので、ここでは外賓接待として放鷹をしたことがない、という意味だと考えられる。こ

れに対して香川は、翌二日に「御差支之儀無之候間、可然御取計相成度」と、放鷹を許可している。<sup>28</sup> 実際、六月六日に放鷹が催され、旧宇和島藩主の伊達宗城なども鷹匠と一緒に放鷹し数羽の鷺を獲っている。<sup>29</sup> 外賓接待の一環として放鷹が催されていることがうかがえよう。

このように、鷹獵は外賓接待のなかで催されるようになり、浜離宮や植物御苑において鴨池が整備されるようになった。これと軌を一にして、再び宮内省に雇用されたのが田中修三らである。田中に続き、明治十五年二月には小林宇太郎、安藤知四、田中定次郎らが雇用されている。<sup>30</sup> 留意すべきは、彼らが外賓接待を所掌する式部職ではなく、内匠課に雇われている点である。さらに鷹匠として雇用されたのではなく、あくまで「内匠課雇」として雇用されている。ここから、彼らの本務が鷹獵そのものというよりは、内匠課が所掌する鴨池の新設・整備にあつたことがうかがえる。いずれにせよ、外賓接待が増え、接待としての鷹獵の実施、鴨池整備の必要に迫られるなか、宮内省は鷹匠の経験者たちを再び雇用し始めたのである。

### (3) 宮内省鷹匠の誕生

前節のように、宮内省内匠課に鷹匠の経験者たちが雇われていくなか、明治十六年（一八八三）九月に田中修三は内匠課雇のまま鷹匠取締に任じられた。<sup>31</sup> 宮内省の役職名として「鷹匠」が使われる嚆矢であり、以後、田中が中心となって鷹匠をまとめていくことになる。

さらに、明治十七年一月十九日に内匠課が中心となって整備が進められた鴨場に関する事務が、新設の御獵場掛へすべて引き渡された。<sup>32</sup> 御獵場掛は、同月十七日に習志野原御獵場、連光寺村御獵場など各地に設置された「御獵

場一切ノ事務ヲ主管」する部局として宮内省内に置かれた。<sup>33</sup> 御獵場掛長は侍従の山口正定が務めている。

御獵場掛の設置と同時に定められた「御獵場掛庶務規程」をみると、第二条に「御獵場掛侍従長ハ掛属官并監守長以下及鷹匠等ノ勤怠ヲ勘査シ其進退賞罰共掛書記官ト協議ノ上、宮内卿輔へ具申スルコト、ス」とある。<sup>34</sup> すなわち、鷹匠らの人事賞罰についても御獵場掛の管轄下に入ることがうかがえる。規程を裏付けるように、明治十七年一月十八日には田中修三、広沢徳辰、小林宇太郎、安藤知四、田中権之助、逸見與光の六名が内匠課から御獵場掛への異動を命じられている。<sup>35</sup> 田中修三は引き続き鷹匠取締に、広沢以下五名は鷹匠にそれぞれ任じられ、名実ともに宮内省に鷹匠が誕生した。また、同年二月には一月十七日付で辞職した田中定次郎の後任として、明治初年に田中と共に「御鷹御用掛」となった加納重次が鷹匠に任じられている。<sup>36</sup> このように、明治十七年に御獵場掛が設置されると、鴨場と共に鷹匠も内匠課から移されており、役職として「鷹匠」に任じられている。この後、鷹匠の業務は鴨場に留まらず御獵場へと広がっていくのである。

さらに、鷹匠の任免をめぐって興味深いことは、在野の鷹匠を採用していることである。田中修三らが幕府鷹匠であつたことは既に述べたが、明治十七年十一月には高橋豊吉を鷹匠として採用している。高橋は埼玉県藤塚村の平民であり、先に設定された江戸川筋御獵場においては見回に任じられている。<sup>37</sup> 高橋の採用にあつたのは田中が身元保証人をつとめていることから、何らかの交流があつたことが想定される。高橋は上京し、田中宅に寄留していたようだが、明治十九年二月には宮内省雇を免じられている。その後、高橋は大正四年八月に亡くなるまで江戸川筋御獵場の見回を務めている。

このように、宮内省内匠課に採用された田中修三は、明治十六年に鷹匠取締に任じられた。その後、明治十七年に鴨場と共に鷹匠も内匠課から新設の御猟場掛へ移されると広沢徳辰や小林宇太郎も鷹匠に任じられた。さらに鷹匠の人材を確保するなかで、埼玉県平民である高橋豊吉を採用したが、これは長続きしなかったようである。このようにして明治初年に一度は挫折した宮内省における鷹匠の再興は、外賓接待による需要の高まりと、鴨場整備とが相まって再び宮内省に鷹匠が採用されることで軌道に乗った。御猟場掛が設置されると、正式に鷹匠という役職が設けられ、鷹匠らは鴨場だけでなく御猟場にも活躍の場を広げていくのである。

## 二 宮内省の鷹匠をめぐる組織と人材養成

### (1) 鷹匠をめぐる組織

前章で述べたように、御猟場掛のもと内匠課から異動した田中修三らが鷹匠に任じられていった。ここでは、宮内省内の鷹匠をめぐる組織について概観していきたい。

まず、鷹匠を主管した部局であるが、明治十七年（一八八四）当初は御猟場掛であった。明治二十一年に御猟場掛が主猟局に改められ、さらに同四十二年に主猟寮が設置されると部局の変遷にともない主管部局が移り変わっている。その後、大正十年（一九二一）に主猟寮が式部職内に改組されると、鷹匠たちも式部職の管轄に移っている。<sup>40</sup>

次に、鷹匠の組織であるが、鷹匠たちの上に置かれたのが鷹匠取締である。

既述の通り、明治十六年に田中修三が任じられている。鷹匠取締は明治三十三年十月に鷹匠長に改められ、この時は引き続き田中が務めている。<sup>41</sup> さらに、明治四十二年六月には鷹師と改められ、<sup>42</sup> 以後は鷹師が鷹匠たちの取り纏めとして置かれている。

鷹匠の定員についても規定が設けられている。御猟場掛の当初は鷹匠取締の田中修三を除き六名の鷹匠が任じられており、その定員は主猟局になったのちも維持されている。<sup>43</sup> その後、明治三十二年五月に鷹匠の定員は七名に増員される。その理由は、主猟局長の山口正定から宮内大臣の田中光顕に宛てた次の書簡から明らかである。

### 【史料二】

千葉県下新浜鴨場取締及鴨飼付之必要有之、曩キニ雑役雇名ヲ置キ俸給年額金百八拾円増加之義、予テ御達相成居候処、爾来同鴨場之義ハ只鴨飼付ノミナラス、雁・鷺・鶴・千鳥等逐年増殖致シ来リ、雑役雇ニテハ四季共ニ諸鳥捕獲之御用ニ不相立差支候間、此際雑役雇ヲ被相廢、自今以後鷹匠名在勤為致、平時充分取締為致候ハ、各種之狩猟ニ就キ都テ御用便ニ相成可申、就テハ当局鷹匠定員六人ニ有之候処、更ニ老人増員相成、都合七人ト被相定、前記雑役雇俸給年額金百八拾円ヲ鷹匠俸給年額へ増加相成度、此段上請候也、<sup>44</sup>

史料によれば、鷹匠が増員となった背景には、千葉県下行徳村に設置された新浜鴨場の管理体制の問題があったようである。新浜鴨場は、明治二十六年に浜離宮、植物御苑について設置された鴨場で、嘉仁親王の教育・遊覧を目的とした狩猟の場として利用されたほか、外賓・外交官の鴨場接待の場としても利用された。<sup>45</sup>

【史料二】によれば、新浜鴨場では、当初「雑役」を置き、鴨場の取り締まりと鴨の飼い付けをしていた。ところが、次第に鴨の飼い付けをするだけでなく、雁・鷺・鶺鴒・千鳥など増殖してきた鳥類の捕獲をする必要が生じた。こうした状況について、主猟局長の山口正定は雑役を廃して、鷹匠を一名増員し新浜鴨場に在勤させてはどうか、と上請している。この上請は採用され五月十八日に雑役を廃し、鷹匠を一名増員することが内達されている。<sup>46</sup>この後、実際に六月には小林国松が鷹匠として採用され、従前鷹匠であった安藤知四が新浜鴨場在勤を命じられている【表一】。

また、明治四十一年に埼玉県下大袋村に埼玉鴨場が設置されると、これに先立つ同四十年十月に鷹匠は更に一名増員され、合計八名となっている。<sup>47</sup>これは新浜鴨場の時と同様、埼玉鴨場に鷹匠を在勤させるための増員であり、同年十一月には村越文次郎が鷹匠に採用され、十二月より「大袋鴨場」に在勤を命じられている【表一】。このように鷹匠の増員は鴨場の増設と一体になったものであることがわかる。以後、鷹師（鷹匠取締／鷹匠長）一人と鷹匠八人の体制で組織は運営されていく。

最後にこうした鷹匠の組織がどこに置かれたのか、確認していききたい。職制上は既述の通り御猟場掛、主猟局、主猟寮と変遷し、最後は式部職内に置かれた。実際の鷹匠の組織は、当初は浜離宮に置かれていた。その後、既述の新浜鴨場や埼玉鴨場が新設されると、各鴨場の在勤を命じられる鷹匠もあつた。こうした状況が大きく転換するのは、大正十五年のことである。同年に鷹匠の本部は浜離宮から埼玉鴨場へ移る。花見薫の回顧によれば、その理由は二つある。<sup>48</sup>一つは、東京が大正十二年に発生した関東大震災から復興していくなかで、街灯やネオンサインが増え、交通量も増し、物音や光に敏感

な鷹の訓練に必要な静けさや暗がりが必要でなくなったこと。二つは、鷹の餌は埼玉県下に設置された江戸川筋御猟場の餌差が捕った鳥を御用商人に運ばせていたが、本部が埼玉に移ればそうした費用や時間を省くことができるということであった。<sup>49</sup>

このように、鷹匠をめぐる組織は、職制上は御猟場掛、主猟局、主猟寮と皇室の狩猟に関わる部局に置かれ、最後は式部職へと改組された。実際の鷹匠たちの本部は、当初は浜離宮に置かれていたが、関東大震災後における東京の復興および都市化のなかで埼玉鴨場へと移転していった。次に、鷹匠たちを取りまとめる役目として鷹匠取締が置かれ、次いで鷹匠長、鷹師が置かれた。鷹匠については当初の定員は六名であったが、新浜鴨場の設置にともない明治三十二年に七名となり、明治四十年には埼玉鴨場の新設に先立ち八名に増員されている。これは鴨場の新設と軌を一にするものであり、鷹匠の人員が各鴨場に紐づけられていることがうかがえよう。

## (2) 鷹匠養成規則の制定

近代における宮内省の鷹匠について、特徴的なことの一つに鷹匠の養成を実施している点がある。本節では、こうした鷹匠養成の制度について検討していく。

明治十七年（一八八四）、宮内省に鷹匠が置かれた当初は、幕府や大名華族家で既に鷹匠としての経験を積み、技術を持った人物を採用することがほとんどであった。ところが、明治二十年代に入ると状況は転じ、後継者の不足が露見する。当時の鷹匠をめぐる状況については前稿で既に指摘しているの概要だけ述べると、<sup>50</sup>古来より日本に伝来する放鷹術も、年々鷹匠が死亡し、

現在熟達した技術を持った者は宮内省が雇用する鷹匠二〜三名程度となつてしまつた。その鷹匠も年齢が六十歳前後と高齢となり、このままでは放鷹術は絶えてしまふ、という状況であつた。

こうした状況を打開するため、明治二十二年七月に宮内省主獵局では「鷹匠生徒養成規則」の制定を企図する。これは鷹匠志願者を募り、三名を定員として鷹匠生徒とし、技術の伝承を狙つたものであつた。同規則は、宮内大臣土方久元の決裁により制定された。少し長文になるが、この時に制定された鷹匠養成規則の全文を次にあげる。

【史料三】

鷹匠養成規則

- 第一条 主獵局鷹匠志願者ハ第一第二書式ニ拠リ保証書ヲ添ヘ主獵局ヘ願書差出スヘシ、  
但、身元保証書ハ主獵局鷹匠并戸主連署ニテ差出スモノトス
- 第二条 主獵局ニ於テハ鷹匠志願者三名ヲ限り左ノ各項ニ照シ一時之採用スルモノトス、爾後鷹匠生徒必用ト認ルトキハ更ニ人員ヲ定メ経伺ノ上募集スルコトアルヘシ、
- 第三条 採用合格
- 第一 年齢満十五年以上十八年マテ
- 第二 終身鷹匠志願ノ者
- 第三 普通平易ノ文字ヲ解シ得ル者
- 第四 勤務上ニ害アル疾病ナキ者
- 第五 性質耐忍ニシテ酒癖ナキ者
- 第四条 採用合格者ヘハ主獵局鷹匠生徒申付ケ爾後満三ヶ年間ハ壹ヶ月金五円ヲ手当トシテ下付スヘシ、
- 第五条 生徒拜命後満三ヶ年間ハ壹ヶ年被服料金拾円ト定メ夏服金四円、冬服金六円トシ拜命季節ニ応シ支給スルモノトス、
- 第六条 被服着用期月并調製方左ノ通
- 夏服 六月、七月、八月、九月
- 冬服 一月、二月、三月、四月、五月、十月、十一月、十二月
- 調製方 上衣 夏服 バンドリ製 地質セル  
冬服 ミユキブリ製 色 紺
- 第七条 鷹匠生徒拜命後、満三ヶ年練習ノ上ハ其技倆ニ応シ、更ニ主獵局雇鷹匠ヲ命シ別表ニ拠リ相当ノ月俸ヲ支給スルモノトス
- 第八条 生徒練習中タリトモ向來成業ノ見込ナキ者、或ハ発病勤務ニ堪ヘガタキ見込アルモノハ之ヲ差免スヘシ、
- 第九条 徴兵募集セラレタルトキハ実役ヲ了ルノ後、猶鷹匠生徒又ハ鷹匠ニ復職スルモノトス、  
但、徴兵実役中ハ鷹匠生徒又ハ雇鷹匠ヲ解キ、手当金又八月俸被服料等一時停止ス、
- 第十条 鷹匠生徒或ハ鷹匠ヨリ徴兵募集セラレタルモノ実役ヲ了リ、予備兵ト相成ルトキハ速ニ主獵局ヘ届出ヘシ、
- 第十一条 生徒中及ヒ雇鷹匠拜命後拾ヶ年未満ニ於テ万一自己ノ都合ヲ以テ退職願出又ハ徴兵実役ヲ了ルノ後復職セサルモノハ生徒中ニ受取タル手当金ノ金額ヲ其本人ヨリ返納スルモノトス、  
若本人ニ於テ返納ノ資力ナキトキハ其戸主并保証人ヨリ返納スルモノトス、
- 第十二条 生徒中ハ鷹匠取締ノ指揮ヲ受クヘキモノトス、

第十三条 保証人鷹匠退職スル歟、或ハ死亡セシトキハ在職鷹匠ノ内ヲ

以テ保証人ヲ定メ更ニ保証書ヲ差出スヘシ、又戸主隠居スル歟或ハ死亡ノトキハ該家相続人保証書ヘ記名捺印スルモノトス、若シ本人相続人トナリタルトキハ、在東京親戚ヲ以テ連署致サスヘシ、

第十四条 鷹匠月俸表左之通り、

(鷹匠月俸表略)

第十五条 此規則ハ鷹匠生徒及ヒ鷹匠生徒ヨリ雇鷹匠ニ採用セラレタル

者ニノミ適用スルモノトス、<sup>51)</sup>

右によれば、鷹匠生徒は一五歳以上一八歳未満で、終身鷹匠を志願するものに限られた。生徒としての採用はおよそ三年間が想定されており、技術を身につければ、その後宮内省の鷹匠に採用されるが、「成業ノ見込ナキ者」などは罷免されるという。また、鷹匠に採用された後、十年以内に自己都合で退職を願ひ出る者や徴兵実役後に復職しない者については、生徒中に受け取った手当金を返却する必要があるなど、厳しい規則であったことがわかる。

同規則は、明治四十一年三月に制定から「殆ンド二十年ニ近キ長日月ヲ経過セシモノニ付」全面的に見直され、「主獵寮鷹匠生規則」と改められ鷹匠生徒は鷹匠生と改称された。ここでは、定員は三名と変わらないものの、募集の年齢は一五歳から二〇歳未満と改められ、自己都合による退職の際の返金規程がなくなっている<sup>52)</sup>。さらに、同年六月には鷹匠生が放鷹術修習のため各地へ出張する際の旅費についても支給されることが定められるなど、鷹匠生をめぐる環境が整えられ、規程も緩和されていることがうかがえる。

次節で詳しく述べるが、結果として鷹匠生徒は三名、鷹匠生は八名が採用

となつてゐる(表1)。但し、大正十一年(一九二二)以降は鷹匠生が採用されなくなり、鷹匠補が採用されるようになる。鷹匠補は、大正十一年十月に置かれ、「鷹隼調習ノ雑務ニ従事ス」とあり、鷹匠の補助的な業務を担つた<sup>53)</sup>。花見薫の回顧によれば「鷹匠補というのは鷹匠の見習いみたいなもんで」と述べており、恐らく前年の大正十年に鷹匠らの組織が式部職へ改組されたことを背景に、鷹匠生に代わり鷹匠補が設置されたのだと考えられる。同十一年十月には戸辺興四郎と坂本貞生の両名が鷹匠補として採用されている(表1)。

このように、鷹匠をめぐる組織は鷹師―鷹匠だけでなく、技術を次代に継承するために、鷹匠生徒(鷹匠生ノ鷹匠補、定員三名)が置かれていた。鷹師・鷹匠に彼ら三名を加えた最大十二名が宮内省の鷹匠組織を担っていたのである。

### (3) 鷹匠生徒の採用

では、実際にこうした鷹匠生徒や鷹匠生がどのように採用され、研鑽を積んでいったのか、確認をしていこう。宮内省の公文書中には、明治二十二年(一八八九)に初めて鷹匠生徒を採用する試験に際してのメモが綴りこまれており、まずはこれを確認していこう。

#### 【史料四】

- 一、椅子并卓ヲ備へ属官二人、鷹匠取締列席ス、
- 一、志願者一人ツ、順次試験スル事、
- 一、習字ハ族籍、宿所、父兄ノ氏名、本人氏名、年齢及ヒ履歴ヲ自記スル事、

- 一、読書ハ鷹匠養成規則ヲ通読セシム、
- 一、体格ハ〇眼力、〇耳力、〇手足運動、〇持病有無、〇遺伝病有無、
- 右試験済、試験ノ結果書ヲ添ヘ長官へ上申ノ上、更ニ長官、主事勤務等  
ヘ一両面謁有之事、<sup>55</sup>

このように、試験自体は鷹に関わるものではなく、主猟局の属官二人と鷹匠取締である田中修三が臨席し、読み書き能力と身体能力の確認が主であったことがわかる。さらに試験後には、主猟局長である山口正定らに一同面謁している。山口の日記には、明治二十二年八月二十日条に「午後十一時半ヨリ長崎主事ト共ニ新宿御獵場ニ行ク、鷹匠生徒志願者三人ヲ試験ス」とあり、<sup>56</sup>鷹匠生徒の試験が同日に「新宿御獵場」（現新宿御苑）で実施されたことがわかる。

右の試験を経て、明治二十二年十月に青木多計志、長谷川臣、佐藤平吉の三名が鷹匠生徒として採用されている（表一）。鷹匠生徒の訓練については、判然としないが、山口正定はしばしば訓練を見に行っていたようで、その様子を日記に書き留めている。例えば、明治二十四年三月二十九日には「晴天ニ乗シテ田中以下鷹匠数人ヲ伴ヒ、二郎三郎四郎を携テ、亀井村ヨリ逆井辺ノ耕地ヲ徘徊シ揚ケ鷹ヲ為シテ鷹匠生徒ノ修業ヲ一見」とある。また、同年四月十九日には「安藤及ヒ鷹匠生徒等ト共ニ鷹ヲ携ヘ新井葉師裏ノ田圃ニテ揚ケ鷹ヲ試ム」とある。<sup>57</sup>ここからは、鷹匠生徒の訓練が「逆井辺」（現埼玉県宮代町）とあるように、江戸川筋御獵場で実施されていたことがわかる。こうした実地のほかに、明治二十六年三月に鷹匠を免じられた加納重次を同三十六年十月に再び採用し、「当局鷹匠養成上必要有之候ニ付、放鷹其他之技術ニシテ同人実験上自得シタル要領、時々新宿動物園へ出席之上講述

之事ヲ囑託」している。<sup>58</sup>加納のような熟練の鷹匠からも指導を得る機会を設けている。

こうした訓練を経て、青木・長谷川・佐藤の三名は明治二十五年十月に無事に鷹匠に採用されている。青木は一度の免職を挟み、昭和四年（一九二九）に鷹師となり、同九年六月まで務めている。長谷川も大正八年（一九一九）まで鷹匠を務めているが、佐藤は日露戦争に従軍し、明治三十七年十月に清国にて戦死している。

鷹匠生徒については、この三名以外に採用は無かった。続く採用は、明治四十一年に鷹匠生として採用された石崎政太郎と峯崎仙蔵である。このうち、石崎は埼玉県下荻島村（現越谷市）の出身であり、父親の大次郎は江戸川筋御獵場の見回を、兄の長吉は餌差（のちに見回）を務めていた。花見が「宮内省の鷹匠になる者は、私の師匠（小林宇太郎―筆者注）のように昔から代々鷹を扱う家柄とかその縁故の者、それから御獵場の「見廻り」や「監守」、鷹の餌にする小鳥を捕る「餌差」らの子弟が多かったです」と回顧している。鷹匠生徒や鷹匠生の供給源としては、石崎のように各御獵場の運営に関わる家の子弟が多かったようである。石崎は前述の青木の跡を受けて、昭和九年に鷹師となるが同十一年六月に事故死している。これは鷹の調教中の交通事故であった。<sup>59</sup>大正十五年に都市化を避けて浜離宮から埼玉鴨場へ移ってきた鷹匠たちであったが、昭和期に入ると埼玉鴨場の周辺もまた交通量が多くなってきていたことを物語っている。また、「表一」を見れば、青木や石崎のように鷹匠生徒あるいは鷹匠生に採用され、鷹師にまで昇進するものもいたが、鷹匠生のまま辞める者や鷹匠になってからも長続きしない者も多かったようである。

このように、宮内省は既に技術を習得した鷹匠を採用するだけでなく、技術を再生産するべく若者を鷹匠生徒あるいは鷹匠生、鷹匠補として採用し、鷹匠の技術を伝承していった。本稿でもたびたび回顧を引用している戦後に鷹師を務めた花見薫も鷹匠補として採用された一人である。養成の結果、鷹師を務める者も出てきていることを考えれば、宮内省の鷹匠養成は一定程度の成果をあげたといえるだろう。

### 三 鷹の捕獲

ここまで宮内省における鷹匠をめぐる組織と人について述べてきた。本章では、鷹匠を検討するにあたり、もう一つ重要な鷹について述べていきたい。

#### (1) 明治期における鷹の確保と搜索

明治三十一年（一八九八）六月四日、主猟局長であった山口正定は、鷹匠取締である田中修三が前日に入手した「熊鷹ノ児鷹」を見るために新宿御苑を訪れている。その際、田中が鷹の入手方法について語っており、山口は日記に次のように書き留めている。

#### 【史料五】

一体鷹ハ一児ノモノニテ卵化ノ後、綿毛ト唱ヘテ一団ノ雪ノ如ク純白ナルモノナリ、十日前後ノ処ニテ猟師木ヲ攀リ扇子ヲ広テ鷹ノ巢ヲアオリ、綿毛ノ散布シアルヲ除キ去リテ、鷹児ヲ擒ニシ、右扇子ヲ畳ミテ其巢ノ上ニ置キ帰ルナリ、是古来ノ法ナリ、トカクスレバ来年モ亦タ鷹其巢ニ見ヲ生ムト云、若シ扇子ヲ置カスシテ見ヲラケ去レバ再ヒ鷹ハ其巢ニ見

ヲ生マス奇ト云ベシ、而シテ漸ク成長（鷹師ノ擒トナラバ親鷹他ノ鳥ヲ獲テ来リ、見鷹ノ力ニ耐エル丈ケノ鳥ヲ放ツ、見鷹直ニ飛テ之ヲ拉ケ食フ、カク見鷹ノ教育スル事数回ニシテ最早親鷹ノ世話ニ及バストナル時ニ至テ親鷹天高く飛テ舞上ル、見鷹モ同シク舞テ上ルモ及ハス、之ヲ称シテ鷹ノ子別レト云フ、見鷹親ヲ失テ地ニ下ルヤ、猟師網ヲ張り小鳥ヲ餌ニ出シテ此ノ見鷹ヲ捕ル、之ヲ「アガケ」ト唱ヘテ鷹匠之ヲ仕込ムナリ、又タハシ鷹ト唱ルハ髯鷹ト書テアル通り鷹ノ髯ヲ削リ、焼鉄ニテ血ヲ留メ之ヲ使用ス、爪モ同シ事ナリ、亦タ箸鷹ト書キタルモアリ、是レハ綿毛ノ時捕リタル見鷹ニハ餌板ニ雀肉ヲ載セテ与フルモ見鷹食セス故ニ箸ニテ其肉ヲハサミ、見鷹ノ髯ニアテガハバ口ヲ開ク故ニ之ヲ食ハセルヲ得ルト云、<sup>61</sup>

史料中に出てくる「アガケ」とは「網懸」のことであり、その年に巢立った若鷹のことを指すと考えられる<sup>62</sup>。また、「ハシ鷹」は捕獲した鷹を鷹部屋に繋ぐ前に爪や髯などの鋭利なところを削る作業のことである<sup>63</sup>。鷹匠は、猟師が捕えた「アガケ」と呼ばれる見鷹を仕込み、鷹匠に用いていた。換言すれば、同時期には猟師から定期的に見鷹を入手する経路があったことがわかる。明治の初期ころまでは日本においても、北海道の松前や秋田県仙北郡、あるいは東北地方にて良い大鷹を入手できたという<sup>64</sup>。田中が見鷹を入手した明治三十年代の前半も辛うじて国内で大鷹を入手出来ていたのだろう。しかし、銃猟が盛んになると鳥類が乱獲され、鷹の餌となる鳥類はほとんど生息しなくなり、次第に国内においては良い大鷹を入手することは難しくなってきた<sup>65</sup>。

宮内省の公文書からは、既に明治三十年代の後半には国産の鷹を入手する

ことが困難になっていたことがうかがえる。明治三十七年六月九日、宮内省主猟局は「大鷹并ニハヤブサ」を飼養している人がいるか、あるいは雛をすぐ捕獲できるかどうか、青森、岩手、福島、秋田、山形の各県と北海道函館へ照会している。<sup>66</sup> そうしたところ翌十日に岩手県から「大鷹ハ現在持人アリ、ハヤブサ并ニ其雛ハ四五日ノ内ニハ捕へ得ル見込アリ」との回答があった。この報を受け、六月二十日には主猟官の岡崎国長が同地へ出張している。<sup>67</sup>

岡崎は主猟局属の子林精一と鷹匠の青木多計志と共に、六月二十一日に上野駅を出発した。翌二十二日に盛岡へ到着すると、二十三日には隼がいると報告のあった川尻へと向かっている。ところが、隼として報告された鳥はほとんどがノスリであった。川尻に滞在中も大鷹や隼の目撃情報は多数寄せられていた。最終的に岡崎は、隼の雛として持ち込まれた一羽を一〇円一五銭で買い取っている。この間、二十二日に東京の主猟局から「山形県ヨリ隼五羽捕獲ノ報知アリ、岩手県済次第回ワレ」との電報を得ており、二十五日には「山形県ヨリ至急出張相成度旨」の一報を得ていた。岡崎は続いて山形県へ向かい、二十七日には新庄から更に四里離れた金山分署へ到着した。金山分署では一室に七羽の鷹が飼われていたが、このうち五羽はノスリに類似するものであった。残りの二羽については、疑惑は残るが「他二隼ヲ求ルノ望既ニ絶エタル」ため、参考として持ち帰ることにした。岡崎は岩手県および山形県へ出張し、大鷹は入手できず、隼かもしれない雛鳥を三羽手に入れて帰京した。雛鳥三羽は新宿動物園へ送られている。また、同時期には主猟局勤務の鍋島精次郎に同局属の福田善太郎、鷹匠の小林国松と長谷川臣が随行して香川県および高知県へ隼を入手するため出張している。しかし、こちらの出張も成果を得ず雛二羽を買い上げて帰京した。

このように、主猟官や鷹匠は大鷹や隼を捕獲するために各地方へ出張していた。しかし、大鷹はもとより隼についても、国内において入手することが困難な状況にあったことがうかがえる。このほかに、大鷹を入手する手段として、軍人からの献上があった。たとえば、明治二十七年から二十八年にかけて、日清戦争の際に朝鮮や清国で入手した鷹や隼が献上されている。<sup>68</sup> この後、鷹匠が取り扱う大鷹は満州産のものが多くなっていく。

## (2) 大正・昭和期における鷹

次にこうした鷹をめぐる状況が大正・昭和期にどのように展開するのか、確認していききたい。鷹の入手について、花見薫は「関東軍司令官から満州産の鷹の献上が始まったのは大正十三年からで：歴代関東軍司令官の名で毎年十一月に四ないし六羽の鷹が献上されました：この鷹の献上は、太平洋戦争が激化した昭和十八年まで続けられました」と述べており、大正十三年（一九二四）以降、関東軍からの献上により定期的に鷹を入手できたことが想定される。この点を念頭に置き、【表2】を確認していこう。同表は大正十三年と同十四年の二年にわたり式部職主猟課が管理していた鷹と隼の増減を一覧にしたものである。史料の性格上、鷹と隼の内訳は判然としないが、おおよその傾向を掴むことはできるだろう。まず、注目をしたい点は大正十三年一月の段階で、鷹と隼をあわせて六羽しかないという点である。この時、鷹匠の定員が八名であったことを考えれば少なく、前節で確認した明治期以来の状況とあわせると、鷹・隼ともに枯渇している様子がうかがえよう。転機となったのは、同十三年十月十九日に満州から大鷹十六羽を購入した点である。また、大正十三年十一月十二日には三羽、同十四年十月二十七日には四羽、

【表2】大正13年・14年大鷹・隼受払現在数表

年月日	事由	受払	現在数
1月1日	前年より越高	6	6
1月29日		2	4
4月26日		1	3
8月25日	大鷹雪山病死	1	2
10月09日	隼鹿島より買上	1	3
10月19日	大鷹満州より買上	16	19
10月25日	隼鹿島より買上	1	20
10月27日	隼鹿島より買上	2	22
11月03日	大鷹病死	1	21
11月12日	大鷹献上	3	24
11月20日	大鷹東京公園ニ廻ス	3	21
11月22日	大鷹病死	1	20
1月26日	隼病死	1	19
2月25日	大鷹病死	1	18
5月04日	大鷹廃棄	1	17
6月06日	大鷹病死	1	16
6月26日	隼廃棄	3	13
6月28日	岩瀬御猟場より巢鷹捕獲	2	15
7月06日	巢鷹廃棄	1	14
8月25日	大鷹泰山廃棄	1	13
9月21日	大鷹満州病死	1	12
9月29日	大鷹長春廃棄	1	11
10月27日	大鷹献上	4	15
11月07日	大鷹廃棄	1	14

「動物録大正15年」(11192)1号文書より作成

大鷹が献上されている。これは、花見が述べる関東軍司令官からの大鷹の献上であると考えられ、以降は大鷹と隼の数は一〇羽から二〇羽の間で安定していることがうかがえる。一方、国内からの供給に注目すると「鹿島」(おそらく茨城県鹿島郡)からの購入や御猟場で捕獲するものもあるが、数は少ない。多くは満州産の鷹を購入したり、献上を受けたりすることで賄っていることがわかる。

次に、昭和三年(一九二八)一月の段階で主猟課が管理していた大鷹と隼の調書を一覧にした【表3】を確認する。隼は号数で、大鷹は名称を付け管理されている。隼は三羽、大鷹は一〇羽が記載され合計一三羽であり、大正期に引き続き一〇羽以上の大鷹と隼がいることがわかる。隼については、購入したもの捕獲したものが半数ずつとなっている。大鷹については、大正

【表3】大鷹・隼調書(昭和3年1月19日現在)

○隼調書

号数	入手	廃棄	据前
壱号	捕獲	廃棄	福田鷹匠
弐号	捕獲	廃棄	坂本鷹匠
参号	捕獲	廃棄	花見鷹匠
四号	捕獲		小林鷹師・花見鷹匠
五号	捕獲	廃棄	坂本鷹匠
六号	購入		小林鷹師
七号	購入	廃棄	福田鷹匠
八号	購入	廃棄	福田鷹匠
九号	埼玉江戸川筋御猟場	廃棄	福田鷹匠
十号	購入	落鳥	
十一号	購入		

○大鷹調書

鷹名	捕獲年月	入手	据前
御幸野	大正10年11月15日	秋田県仙北郡・購入	藤波鷹匠補
山東	大正13年10月	満州より購入	野地鷹匠補
南山	大正15年11月01日	関東軍司令官献上	
泰嶺	大正15年11月01日	関東軍司令官献上	坂本鷹匠
雷州	大正15年11月01日	関東軍司令官献上	野地鷹匠補
武蔵野	昭和2年10月15日	埼玉鴨場捕獲	
蒙古	昭和2年11月06日	関東軍司令官献上	花見鷹匠
満州	昭和2年11月06日	関東軍司令官献上	
全州	昭和2年11月06日	関東軍司令官献上	
鉄嶺	昭和2年11月06日	関東軍司令官献上	

「動物録昭和3年」(11194)10号文書より作成

十年に秋田県仙北郡で購入した御幸野が最も古い。また、【表2】で確認した大正十三年十月に満州から購入した大鷹は、昭和三年の段階で既に山東が一羽残のみであった。武蔵野のように埼玉鴨場で捕獲されたものもあったが、多くは関東軍司令官から献上される鷹だったことがわかる。

鷹匠が組織として整えられ、養成のための規則が作られたとしても、肝心の鷹がいなければ鷹獵を実施することはできない。【表2】と【表3】からは、そうした鷹の供給が日本国内では賄いきれず、主に満州産の鷹に依存している実態が見えてくる。

しかしながら、国内での捕獲をあきらめたわけではなかった。例えば、昭和三年十月には、鷹師の小林宇太郎と鷹匠の坂本貞生が茨城県鹿島郡軽野村に「放鷹術研究用」の隼を捕獲するために出張している<sup>69</sup>。この時は「挟、モチ延縄及罔用トシテ小鴨参拾五羽（浜御苑鴨場ヨリ持参）鳩式拾五羽」を埼玉鴨場から携行している。結果として二羽の隼を捕獲している。このように、大鷹については満州産に依存する傾向にあったが、隼については国内に鷹師や鷹匠が出張し、捕獲することもあったのである。

#### おわりに

本稿では、近代に宮内省が採用した鷹匠をめぐる組織、人、鷹について、その概要を検討してきた。まずは、本稿で明らかにしたことをまとめていきたい。

明治四年（一八七二）、宮内省は幕府鷹匠であった田中修三らを「御鷹御用掛」として採用し、鷹獵の復興を企図したが、その時は軌道に乗らず、同五年に田中らは免じられている。その後、田中をはじめとした鷹匠らは、大名華族の庇護を受ける者もいたようである。明治十年代に入り、外賓接待の増加や浜離宮・植物御苑における鴨場の整備にあわせて、田中らは宮内省内匠課雇として再び雇用された。この背景には、鴨場の整備を田中ら鷹匠に担わせようとした意図があると考えられる。

各地に皇室の御獵場が整備され、明治十七年一月に御獵場掛が置かれると田中らは鴨場と共に内匠課から御獵場掛へと移された。同時期に内匠課雇であった広沢徳辰や小林宇太郎らは鷹匠に任じられ、これに先立つ同十六年九

月には田中が鷹匠取締に任じられた。宮内省における鷹匠の誕生である。

当初、鷹匠らは御獵場掛の所管であったが、主獵局（明治二十一年）、主獵寮（明治四十一年）と組織が改められ、その所管も移り変わっていった。さらに、大正十年（一九二二）には主獵寮が式部職内に改組されると、以後は同職主獵課の所管となる。鷹匠らの本部は宮内省本省ではなく、当初は浜離宮に置かれ、大正十五年に埼玉鴨場へと移り変わっている。

鷹匠らを取り仕切る役として、明治十六年に鷹匠取締が置かれ、その後に鷹匠長（明治三十三年）、鷹師（明治四十二年）と名称が改められている。鷹匠の定員は当初六名であったが、新浜鴨場の設置にともない七名、埼玉鴨場の設置にともない八名と増員されている。増員後には各鴨場へ一人ずつ在勤が命じられている。ここからは鷹匠が鴨場に紐づけられた存在であることがわかる。

また、宮内省の鷹匠組織の特徴としては、養成制度を設けた点である。明治二十二年に放鷹術を伝承する目的で鷹匠養成規則を設け、三名の鷹匠生徒を採用した。その三名は養成を経て同二十五年に鷹匠に採用されている。鷹匠生徒は鷹匠生、鷹匠補へと名称は変遷していくが、一貫して養成制度は続けられている。鷹匠生徒のなかには、最終的に鷹師となる者もあり、一定程度は養成の成果があったことがうかがえよう。

大鷹については、明治三十年代前半ころまでは日本国内で捕獲し鷹匠が入手することも出来たようであるが、都市化が進み、狩獵が隆盛を向かえるなかで段々と難しくなっていたようである。次第に、満州産の大鷹に依存するようになる。国内に鷹師や鷹匠、あるいは主獵官らが捜しに行くこともあったようだが、多くの場合は隼であり、大鷹を国内で供給することは難しくな

っていたといえるだろう。

本稿では、近代の鷹匠と宮内省について検討してきた。確かに近世から近代への移行期に制度としての断絶があり、主体も幕府から宮内省へ移り変わっている。しかし、鷹狩をめぐる技術や人材は一定程度、幕府から宮内省へ引き継がれていることが明らかになった。さらに、天皇による「御鷹」を想定した御鷹場や鷹場が整備され、鷹匠と鷹はそうした御鷹場や鷹場に紐づけられていたことも明らかになった。

前稿では鷹狩で捕えた獲物が天皇に献上され、慰労などの意味合いも込めて臣下へ下賜され、そうした献上や贈答の儀礼の実質部分を宮内省鷹匠らが担っていたことを明らかにした。これらの成果をあわせると、福田氏のいう「日本の鷹狩文化」を考えると、近代において宮内省が実施した鷹狩と鷹匠たちもその「文化」の一翼を担って来たといえるのではないだろうか。近代の鷹匠や鷹狩が近代から「大きくその役割を変容させた」ことは間違いない。しかし、大小はあるものの古代から中世、中世から近世への移行期にも同様の変化はあったのではないか。むしろ、近代以降の「鷹狩文化」を見通すとき、そのなかにある連続面と断絶面を紡ぎだす作業が、今後も必要なのではないか、と考えている。

注

- (1) 宮内省式部職『放鷹』（吉川弘文館、一九三二年）。
- (2) 根崎光男「鷹狩をめぐる将軍と天皇・公家」（同『江戸幕府放鷹制度の研究』吉川弘文館、二〇〇八年）。
- (3) 福田千鶴・武井弘一編『鷹狩の日本史』（勉誠出版、二〇二二年）。
- (4) 前掲、『鷹狩の日本史』四、五頁。

(5) 安田寛子『幕末期の江戸幕府鷹場制度―徳川慶喜の政治構想―』（河出書房新社、二〇二〇年）三二九、三三〇頁。

(6) 篠崎佑太「江戸川筋御鷹場における「御鷹」とその意義―贈答儀礼・網鷹・鷹狩―」（『埼玉地方史』八七、二〇二三年）

(7) 「五月二日 イギリス公子来朝の際駒込吉祥寺・音羽護持院を小休所とし、駒場原にて鷹狩に付放鷹差支えの有無と守り人の名前の照会、盛場并風景場所等案内の用意ため小休所を置き場所調査の達方等の申進并懸合 外国官判事↓東京府判事御中」（『外務省御用留』、東京都公文書館蔵、請求番号六〇五・A八・一五）。

(8) 「進退録二明治四年」（宮内公文書館蔵、識別番号二〇八〇三―二）二二二、二四号文書。以下、宮内公文書館所蔵の特定歴史公文書等については簿冊名と識別番号、文書番号のみを付す。宮内公文書館に残されている加納の履歴書中には、明治三年三月に「御鷹御用掛」に命じられたとするものも残っており、実際の採用時期は判然としない（『進退録三明治一七年』（二〇八一―九一三）一三号文書）。

(9) 「御鷹御用日記」（国立国会図書館蔵、請求記号八二九―九）。例えば田中は、万延元年（一八六〇）二月に捉飼のため浜御殿へ臨んでいる。

(10) 八月十八日の浜離宮行幸については、供奉した吉井友実の日記に「今日初テ御馬車ニ被召浜殿へ 行幸……御鷹并網打等之御興有り」とある（『三峰日記（吉井友実日記）1』三五三五八、明治四年八月十八日条）。また、九月二十四日の行幸については、供奉した嵯峨実愛の日記に「於浜離宮此間 臨幸云々……放鷹鷹狩等 御覧」とあり（『嵯峨実愛日記 続愚林記 東京三明治四年』三五〇八七、明治四年九月二十四日条）。いずれも浜離宮において、明治天皇が鷹狩を見ることがうかがえる。

(11) 花見薫『天皇の鷹匠』（草思社、二〇〇二年）一〇―一五頁。本書の内容は、近代の鷹匠の実態を知ろううえで貴重であるが、花見自身は大正十三年（一九二四）に鷹匠補に採用されているので、それ以前の時期に関わる記述につい

ては注意が必要である。

- (12) 「進退録明治五年」(二〇八〇四) 八号文書。
- (13) 前掲、花見『天皇の鷹匠』一二頁。
- (14) 前掲、花見『天皇の鷹匠』一一、一二頁。
- (15) 『明治天皇紀』三(吉川弘文館、一九六九年) 明治八年一月三十一日条。
- (16) 「会社 本社設立運輸営業願 開航社 加納重次」(東京都公文書館蔵、請求番号六一・A八・〇五)。
- (17) 「会社 開航社頭取改選届 田中修三」(東京都公文書館蔵、六一・A八・〇六)。
- (18) 鷹匠を生業とすることについて、近世における仙台藩伊達家の鷹匠を検討した堀田幸義は、鷹匠の職分が家業化していく過程を論じるなかで、鷹匠らは「経済的にも「鷹事」に専念できるような状態であったのかどうかは疑問である」と指摘している。近世においても「鷹事」を生業とすることが難しかったことがうかがえる(堀田幸義「鷹匠として生きる武士たち」、前掲『鷹狩の日本史』所収)。
- (19) 「進退録二明治十三年」(二〇八一三一一) 一一号。このためか、田中は明治十四年六月の改員改正で肝煎を退いている(「諸会社 開航社役員改正届 田中修三」 東京都公文書館蔵、請求番号六一・D七・〇六)。
- (20) 水谷三公『將軍の庭―浜離宮と幕府政治の風景―』(中央公論新社、二〇〇二年)、工藤航平「公儀の庭・浜御殿の変遷と意義」(『東京都公文書館調査研究年報』三、二〇一七年)。
- (21) 東京都公文書館編『延遠館の時代―明治ニッポンおもてなし事始め―』(東京都、二〇一六年)。
- (22) 「工事録一(概算伺) 明治一年」(三九六四一一) 四三号文書。
- (23) 「工事録三(概算伺) 明治二年」(三九六五一一) 一〇号文書。
- (24) 「工事録一(概算伺) 明治三年」(三九六六一一) 三〇号文書。
- (25) 「工事録二(概算伺) 明治三年」(三九六六一二) 一四号文書。新宿植物

御苑の鴨場については、辻岡健志「福羽逸人と新宿御苑―鴨場、小園芸場から庭園改修へ―」(『新宿御苑―皇室庭園の時代―』新宿未来創造財団新宿歴史博物館、二〇一八年)を参照のこと。

- (26) 『明治天皇紀』四(吉川弘文館、一九七〇年)。
- (27) 「外賓接待録三四 独逸国皇孫来航の部(一) 明治二年」(六〇二九七) 一四号文書。
- (28) 前掲、「外賓接待録三四 独逸国皇孫来航の部(二) 明治二年」一四号文書。
- (29) 「外賓接待録五明治二年」(二六五五四―三) 一号文書。
- (30) 「進退録三明治一五年」(二〇八一五―三) 四号文書、「進退録五明治一七年」(二〇八一五―五) 三号文書。
- (31) 「進退録二明治一六年」(二〇八一六―二) 一三〇号文書。
- (32) 「例規録明治一七年」(四二二九) 一号文書。
- (33) 「例規録二明治一七年」(三七五―二) 五四号文書、五五号文書。
- (34) 前掲、「例規録二明治一七年」五五号文書。
- (35) 前掲、「進退録三明治一七年」五号文書。
- (36) 前掲、「進退録三明治一七年」一三号文書。
- (37) 前掲、「進退録五明治一七年」九二号文書。江戸川筋御獵場における見回や高橋豊吉については、前掲篠崎「江戸川筋御獵場における「御獵」とその意義」も参照のこと。
- (38) 「上奏録三明治二年」(八五四六一―三) 二三号文書。
- (39) 「皇室令録二明治四〇年」(一三〇四〇―二) 一号文書。
- (40) 「皇室令録一大正一〇年」(一三〇五五―一) 一三号文書。
- (41) 「例規録明治三四年」(一五九〇) 一〇号文書。
- (42) 「例規録明治四二年」(一五九三) 五号文書。
- (43) 「例規録明治三三年」(一五八六) 八号文書。
- (44) 「例規録明治三二年」(一五八九) 九号文書。

- (45) 新浜鴨場の設置経緯や利用については、辻岡健志「御料牧場・御猟場・鴨場―明治期における皇室と千葉県の関係史―」(『千葉県の文書館』二二二、二〇一七年)が詳しい。
- (46) 前掲、「例規録明治三十二年」九号文書。
- (47) 「例規録明治四十年」(一五九二)一二号文書。
- (48) 前掲、花見『天皇の鷹匠』八九、九〇頁。
- (49) 江戸川筋御猟場における餌差については、前掲篠崎「江戸川筋御猟場における「御猟」とその意義」を参照のこと。なお、近年江戸川筋御猟場における「御猟」とその意義を検討した榎本博「御鷹場から御猟場へ―提飼場・江戸川筋御猟場における鳥猟をめぐる―」(『埼玉地方史』八八、二〇二三年)が発表された。あわせて参照されたい。
- (50) 前掲、篠崎「江戸川筋御猟場における「御猟」とその意義」を参照のこと。
- (51) 「例規録明治三十二年」(一五八五)二四号文書。
- (52) 「例規録明治四一年」(一五九三)七号文書。
- (53) 「例規録大正一一年」(一九九九)一一号文書。
- (54) 前掲、花見『天皇の鷹匠』二二頁。
- (55) 前掲、「例規録明治三十二年」二四号文書。
- (56) 「山口正定日記一四」(三七三二九)明治二十二年八月二十日条。
- (57) 「山口正定日記一六」(三七三三二)明治二十四年三月二十九日、四月十九日条。
- (58) 「進退録明治三十六年」(二二二〇〇)一五号文書。
- (59) 前掲、花見『天皇の鷹匠』一六頁。
- (60) 「進退録七昭和一一年」(二〇八七八―七)四三〇号文書。
- (61) 「山口正定日記一三」(三七三三八)明治三十一年六月四日条。
- (62) 前掲、『放鷹』六二七頁。
- (63) 前掲、『放鷹』三四三頁。
- (64) 前掲、『放鷹』三三四頁。
- (65) 前掲、『放鷹』三三四頁。
- (66) 「大鷹及隼捕獲並伝書鳩に関する書類 明治三七年」(二六〇八)。以下、特に断らない限り、引用は同史料による。
- (67) 明治三十一年四月十八日に岡崎国長は主猟官として御鷹掛に任じられている。「御鷹」を担う業務についていたことが、うかがえる(「進退録一明治三一年」(二〇八三六―一)一〇四号文書)。
- (68) 「動物録明治二十八年」(二五八一)七号文書。
- (69) 「動物録昭和三年」(二一九四)一一号文書。

【表1】宮内省鷹匠在勤表

No.	名前	明治16年	明治17年	明治18年	明治19年	明治20年	明治21年	明治22年	明治23年	明治24年	明治25年	明治26年	明治27年	明治28年	明治29年	明治30年	明治31年	明治32年	明治33年	明治34年	明治35年	明治36年	明治37年	明治38年	明治39年	明治40年	明治41年	明治42年	明治43年	明治44年	明治45年	大正2年	大正3年	大正4年	大正5年	大正6年	大正7年	大正8年	大正9年	大正10年	大正11年	大正12年	大正13年							
1	加納重次 (十次郎)		(2月鷹匠)									(3月依頼免職)																																						
2	田中修三 (恒三郎)		(9月鷹匠取締)																(10月鷹匠長)				(1月病死)																											
3	廣沢徳辰		(1月鷹匠)									(3月依頼免職)																																						
4	小林宇太郎		(1月鷹匠)			(4月依頼免職)													(12月鷹匠)									(5月新浜鴨場)																						
5	安藤知四		(1月鷹匠)										(8月論旨免職)		(4月鷹匠)	(6月新浜鴨場)	(7月帰京)	(11月病死)																																
6	田中権之助		(1月鷹匠)									(3月依頼免職)																																						
7	逸見興光		(1月鷹匠)										(8月論旨免職)																																					
8	高橋豊吉		(11月鷹匠)	(2月宮内省雇免)																																														
9	坂本巳三郎								(4月鷹匠)										(7月新浜鴨場)							(5月鷹匠長)	(5月鷹師)																							
10	青木多計志																																																	
11	長谷川臣																																																	
12	佐藤平吉																																																	
13	田中(加納) 定次郎		(1月依頼免職)																																															
14	杉本吉五郎																																																	
15	小林國松																																																	
16	原久成																																																	
17	村越文次郎																																																	
18	石崎政太郎																																																	
19	峯崎仙蔵																																																	
20	村越貞之助																																																	
21	天笠久																																																	
22	吉田虎之助																																																	
23	福田亮助																																																	
24	飯島佐一																																																	
25	山田恒雄																																																	
26	峯崎寒太郎																																																	
27	寺尾太郎																																																	
28	戸辺興四郎																																																	
29	坂本貞生																																																	
30	野地市太郎																																																	
31	藤浪生一郎																																																	
32	花見薫																																																	
33	井上一郎																																																	
34	松本政義																																																	
35	高木薫																																																	
36	関根正信																																																	
37	福田正衛																																																	
38	岡村良松																																																	
39	飯生豊作																																																	
40	浜野安邦																																																	

※「進退録」(宮内公文書館蔵)をもとに作成。

